

芳賀町中小企業等原油価格及び物価高騰対策支援金

原油価格及び物価高騰の影響が幅広い業種に及んでいることから、芳賀町内の中小企業等に対して事業支援を行なうために支援金を給付します。

●対象者

中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当し、町内に主たる事業所を有する法人又は個人を対象とする。

※主たる事業所とは、本社や生産または営業の主要な機能を備えた事業所をいう。

※法人税法に規定する公共法人、宗教上の組織又は団体、政治団体、法人格のない任意団体、暴力団員等に該当する者、法令及び公序良俗に反する事業を行う者は対象から除く。

●支援金額

支援金は、売上高に応じて以下の表のとおり給付します。

売上高	支援金額
1,000万円以上の者	5万円
600万円以上1,000万円未満の者	4万円
200万円以上600万円未満の者	3万円
100万円以上200万円未満の者	2万円
100万円未満の者	1万円
開業から決算期を迎えていない法人 令和4年1月以降に開業した個人	1万円

売上高の確認方法

法人：

直近の法人事業概況
説明書の売上高

個人：

令和3年中の確定申告
収支内訳書の売上金額

※開業まもなく直近の売上を証明ができない者は、履歴事項全部証明書の写しや個人事業の開業・廃業等届出書の写しで実態を確認する。

●申請方法

給付を申請する方は、申請書に次の書類を添付して商工観光課に提出してください。
芳賀町商工会に所属している方は、芳賀町商工会を経由して提出してください。

提出書類

1	芳賀町中小企業等原油価格及び物価高騰対策支援金給付申請書
2	事業形態によって以下のいずれかの書類を添付すること 法人：直近の法人税確定申告書、法人事業概況説明書の写し 個人：令和3年中の確定申告書、収支内訳書の写し 開業から決算期を迎えていない法人：履歴事項全部証明書の写し 令和4年1月以降に開業した個人：個人事業の開業・廃業等届出書の写し
3	町内事業所の現況が確認できる書類（事業所の写真やHPの写し等）
4	芳賀町中小企業等原油価格及び物価高騰対策支援金給付請求書
5	振込先口座がわかる通帳等の写し
6	同意書

●申請期間

令和4年9月1日から令和4年12月28日まで

様式のダウンロードはこちらから

<https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/syoukou/kyuufukinn.html>



お問合せ 芳賀町商工観光課商工係 028-677-6018

(受付時間 平日8:30~17:15まで)